

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

日時 令和5年12月13日（水）

午後4時

場所 ホテルガーデンパレス

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 令和5年分確定申告期における閉庁日対応について（総務課）

別添1「閉庁日対応税務署」

イ 閉庁日対応を実施する税務署

別添1「閉庁日対応税務署」のとおり

ロ 閉庁日対応を実施する日

令和6年2月25日（日）

ただし、電話相談については、令和6年2月18日（日）及び令和6年2月25日（日）に実施

ハ 対応業務

確定申告書用紙の配付、申告相談、確定申告書の收受及び納付相談

(2) 令和6年におけるe-Taxの利用可能時間及びe-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間について（総務課）

イ e-Taxの利用可能時間（受付時間）

○ 確定申告期間（令和6年1月4日(木)～4月1日(月)）
➤ 全日（土・日・祝日を含む。） 24時間 （注）1 1月4日（木）は8時30分から受付開始。 2 以下のメンテナンス時間を除く。 ・毎週月曜日0時～8時30分 ・3月23日(土)21時（予定）～25日(月)8時30分まで 3 3月11日（月）及び4月1日（月）は終日受付。
○ 通常期（確定申告期間以外）
➤ 火曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除く。） 24時間 （注）休祝日の翌稼働日は8時30分から受付開始。 ➤ 月・土・日・休祝日 8時30分～24時 （注）メンテナンス日を除く。メンテナンス日については四半期ごとにe-Tax ホームページに掲載。

（注）確定申告書等作成コーナーについては、24時間利用可能ですが、e-Taxへ提出（送信）する場合には、上記利用可能時間内に行ってください必要があります。

□ e-Tax・作成コーナーヘルプデスクの受付時間

○ 令和6年1月15日(月)～4月1日(月)	
➤ 月曜日～金曜日 (休祝日を除く。)	9時～20時
➤ 日曜日 (2月18日、25日、3月3日、10日に限る。)	9時～20時
○ 上記以外	
➤ 月曜日～金曜日 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く。)	9時～17時

(3) 国家公務員倫理法について (総務課)

別添2「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」

国家公務員は、法令により利害関係者から金銭や物品の贈与等を受けることが禁止されています。

利害関係者である税理士の皆様におかれましては、別添2「国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ」をご確認いただき、倫理の保持にご協力ください。

(4) プレプリント納付書の事前送付の見直しについて（管理運営部門）
別添3「納付書の事前送付に関するお知らせ」
別添4「ダイレクト納付の利便性向上（令和5年度税制改正）」

令和6年5月以降に送付する分（令和6年4月決算分）から、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などについて、納付書の事前送付を取りやめることとしております。

なお、源泉所得税の徴収高計算書は引き続き送付されますが、ダイレクト納付をはじめとするキャッシュレス納付をご利用いただきますようお願いいたします。特に、ダイレクト納付につきましては、電子申告と併せてダイレクト納付を行う意思表示を行うことで、法定納期限に自動的に口座引落しを行うようシステム改善が行われる予定ですので、是非ご利用いただきますようお願いいたします。

(5) 「源泉所得税及び復興特別所得税の納付期限のお知らせはがき」の発送について（管理運営部門）

イ 送付対象者

源泉徴収義務者のうち、納期の特例適用者で次に掲げる者

(イ) 新規に納期の特例の適用を受けることとなった者

(ロ) 直前の2納期分のいずれかに未納、期限後納付又は納税告知のある者

ロ 発送日

令和5年12月20日（水）

(6) 令和5年分確定申告に係る振替納付日について（管理運営部門）

イ 申告所得税及び復興特別所得税 令和6年4月23日（火）

ロ 消費税及び地方消費税（個人事業者） 令和6年4月30日（火）

令和5年分確定申告に係る振替納付日は、記載のとおりです。
関与先等への納付指導及び振替納税の利用勧奨につきまして、ご協力をお願いいたします。

(7) 令和5年分確定申告期の広報について（個人課税部門）

別添5 「マイナポータル連携リーフレット」

令和5年分確定申告に向け、自宅等からのマイナンバーカードを利用したe-Tax申告を推進していくこととしております。

広報に当たっては、マイナポータル連携により自動入力される控除証明書等データの範囲が拡大されるほか、令和6年1月以降にe-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が自動入力対象となることなど、e-Tax申告の利便性について、大口源泉徴収義務者等への働き掛けを通じて、納税者に周知していくこととしております。

税理士の皆様におかれましても、当局の取組をご理解いただき、関与先企業に対しまして、従業員の給与所得の源泉徴収票の情報をe-Taxで提出いただくことにより、従業員のスマホ申告を利用したe-Taxの利便性が更に高まることを周知していただくとともに、従業員の方のマイナポータル連携によるスマホ申告を利用したe-Tax申告の勧奨を働き掛けていただくようお願いいたします。

(8) 申告相談において使用する同意書様式について（個人課税部門）

マイナンバーの取扱いについて、関東信越税理士会と国税局が協議し、昨年と同様の取扱いとなりました（納税者の同意の下でマイナンバーの提示を受けた旨を証するために同意書の記入を納税者が行います。）。

同意書が必要となる協議派遣事業及び無料申告相談に同意書を用意します。

(9) 贈与税e-Taxの積極的利用について（資産課税部門）

別添6「税理士の皆さまへ 贈与税の申告は是非e-Taxで!!」

別添7「さあ自宅でe-Tax ! 贈与税の申告書の作成・送信は【確定申告書等作成コーナーでe-Tax】が簡単・便利です!」

贈与税の申告については、税理士及び税理士法人の関与割合が約半数を占めており、贈与税の申告におけるe-Taxの利用を更に促進するためには、税理士の皆様にご利用いただくことが極めて重要と考えておりますので、引き続き、贈与税申告におけるe-Taxの積極的な利用について、ご協力いただきますようお願いいたします。

また、相続税申告におけるe-Taxの積極的な利用についても、ご協力いただきますようお願いいたします。

(10) インボイス制度に対応した消費税及び地方消費税の申告書等の記載方法について（法人課税部門）

別添8 「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」

別添9 国税庁ホームページ「消費税及び地方消費税の申告書・添付書類等」

本年10月に開始したインボイス制度の施行初年度における確定申告では、消費税等の税額計算に複数の計算方法が混在する場合があります。

国税庁では、別添8「インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法」を、別添9「国税庁ホームページ『消費税及び地方消費税の申告書・添付書類等』」に掲載しましたので、ご活用ください。

(11) インボイス制度に関する2割特例の適用について（法人課税部門）
別添10 「消費税のインボイス制度に係る『2割特例』の適用に関するお知らせ」

インボイス制度の導入を契機として、新たに免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方で、①インボイス発行事業者の登録申請書のほか、②インボイス制度開始の日を含む課税期間に係る「消費税課税事業者選択届出書」を提出されている場合、「2割特例」の適用に当たっては、課税期間の末日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出していただく必要があります。

なお、「2割特例」の適用に当たり、手続の確認が必要な納税者に別添10「消費税のインボイス制度に係る『2割特例』の適用に関するお知らせ」を郵送しておりますので、ご承知おきください。

閉庁日対応税務署

別添 1

国税局(所)	都道府県	令和6年2月25日の日曜日に閉庁日対応する税務署名等	
札幌国税局	北海道	札幌北・札幌南・札幌西・札幌東	
仙台国税局	青森県	青森	
	岩手県	【盛岡】	
	宮城県	仙台北・仙台中 合同会場（仙台北・仙台中・仙台南）	
	秋田県	合同会場（秋田南・秋田北）	
	山形県	【山形】	
	福島県	【福島】	
関東信越国税局	茨城県	【土浦】・竜ヶ崎 合同会場（水戸・日立・太田）	
	栃木県	【宇都宮】	
	群馬県	【前橋】・【高崎】	
	埼玉県	川越・【川口】・西川口・所沢・春日部・上尾・【越谷】・朝霞 合同会場（熊谷・行田） 合同会場（浦和・大宮）	
	新潟県	【新潟】	
	長野県	【長野】	
	東京国税局	千葉県	千葉東・千葉南・千葉西・【市川】・船橋・【木更津】・松戸・【成田】・柏
東京都		杉並・荻窪・豊島・板橋・葛飾・八王子・武蔵野・武蔵府中・【町田】・日野・東村山 合同会場（麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・小石川・本郷・東京上野・浅草・本所・向島・江東西・江東東） 合同会場（品川・荏原） 合同会場（四谷・新宿・中野） 合同会場（目黒・世田谷・北沢・玉川・渋谷） 合同会場（大森・雪谷・蒲田） 合同会場（王子・荒川） 合同会場（練馬東・練馬西） 合同会場（足立・西新井） 合同会場（江戸川北・江戸川南） 合同会場（立川・青梅）	
神奈川県		横浜南・神奈川・戸塚・緑・川崎南・川崎北・川崎西・横須賀・平塚・鎌倉・藤沢・小田原・相模原・厚木・大和 合同会場（鶴見・横浜中・保土ヶ谷）	
山梨県		甲府	
富山県		【富山】	
石川県		金沢	
福井県		福井	
名古屋国税局		岐阜県	合同会場（岐阜北・岐阜南）
		静岡県	合同会場（静岡・清水） 合同会場（浜松西・浜松東）
		愛知県	豊橋・岡崎・【一宮】・【半田】・【津島】・【豊田】・【小牧】 合同会場（千種・名古屋中・昭和） 合同会場（名古屋東・名古屋北・尾張瀬戸） 合同会場（名古屋西・名古屋中村・熱田・中川） 合同会場（刈谷・西尾）
	三重県	【津】	
	大阪国税局	滋賀県	合同会場（大津・草津）
京都府		宇治 合同会場（上京・左京・中京・東山・下京・右京・伏見）	
大阪府		豊能・【吹田】・枚方・茨木・八尾・【豊田林】・【門真】・東大阪 合同会場（大阪福島・西・港・天王寺・浪速・西淀川・東成・生野・旭・城東・阿倍野・住吉・東住吉・西成・東淀川・北・大淀・東・南） 合同会場（堺・泉大津） 合同会場（岸和田・泉佐野）	
兵庫県		【姫路】・【尼崎】・明石・【伊丹】・【加古川】 合同会場（灘・兵庫・長田・須磨・神戸） 合同会場（西宮・芦屋）	
奈良県		合同会場（奈良・葛城）	
和歌山県		和歌山	
鳥取県		【鳥取】	
島根県		【松江】	
広島国税局	岡山県	合同会場（岡山東・岡山西・西大寺・瀬戸）	
	広島県	合同会場（広島東・広島南・広島西・広島北）	
	山口県	【山口】	
	高松国税局	徳島県	【徳島】
香川県		【高松】	
愛媛県		松山	
高知県		高知	
福岡国税局	福岡県	香椎・【西福岡】 合同会場（門司・若松・小倉・八幡） 合同会場（博多・福岡）	
	佐賀県	【佐賀】	
	長崎県	【長崎】	
熊本国税局	熊本県	合同会場（熊本西・熊本東）	
	大分県	【大分】	
	宮崎県	【宮崎】	
	鹿児島県	【鹿児島】	
沖縄国税事務所	沖縄県	合同会場（那覇・北那覇）	

（注1）合同会場では、（ ）内の税務署管内の納税者の申告書の收受を行う。

（注2）【 】書きの税務署は、署外会場を示す。



国家公務員と関わりのある事業者の皆様へ

別添2

～倫理の保持に御協力ください～

国家公務員は、法令により**利害関係のある事業者の皆様**から以下の行為を受けることが禁止されています。国家公務員自身が襟を正すことはもちろんですが、事業者の皆様におかれましても、御理解・御協力をお願いします。

✖ 金銭や物品の贈与

- ✖ たとえ祝儀や香典という名目であっても違反
- 🔍 国家公務員本人との関係でない場合（例えば国家公務員の配偶者が知人で、祝儀を出すなど）はOK

✖ 酒食等のもてなし(接待)

- 🔍 公務員が職務として出席した会議で、弁当などの簡素な飲食物を出す場合は OK
- 🔍 多数の者が出席する立食パーティーで無料で飲食物を提供する場合は OK
- 🔍 割り勘で飲食を共にする場合は OK
- ※国家公務員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いします。

✖ 車での送迎など、無償でのサービスの提供

- 🔍 職務で来た公務員を、周辺の交通事情等から相当と認められる範囲で、日常的に使用している自動車（社用車など）により送迎する場合は OK

✖ 一緒に麻雀等の遊技、ゴルフ、旅行をすること

- ✖ 公務員が自身の費用を負担した場合も違反

✖ 金銭の貸付け

- 🔍 金融機関が一顧客である公務員に貸付けを行う場合は OK

✖ 未公開株式の譲渡

- ✖ 有償であっても無償であっても違反

✖ 無償での物品や不動産の貸付け

- 🔍 訪問を受けた際などに、文房具等を貸す場合は OK

あなたにとって**利害関係者**に該当するかは裏面をご覧ください！



あなたはどの国家公務員にとっての「利害関係者」ですか？

以下の職務を行う国家公務員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その国家公務員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ✓ あなたの事業を所管している部局の担当職員
- ✓ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ✓ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ✓ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ✓ 契約事務の担当職員

(注)利害関係のあった職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。



あなたは、利害関係者ではありません。ただし、これらの事務を担当していない国家公務員に対しても、繰り返し接待をするなど、社会通念上相当と認められる程度を超える場合は、法令違反となり、相手方の国家公務員は処分されてしまいます。

「社会通念上相当と認められる」か否かは、利益供与の理由、額、頻度、国家公務員との関係性などを総合的に勘案して判断することとされています。

判断に迷う場合は、相手方機関又は倫理審査会事務局へお問い合わせください。

国家公務員倫理審査会HP

国家公務員倫理審査会

検索



公務員倫理ホットライン

(匿名での相談・通報も受け付けています)

メール rinrimail@jinji.go.jp

※ 郵送、電話、FAXによる通報も受け付けております。詳細は下記のwebサイトを参照ください。

WEB

公務員倫理ホットライン

検索



※ 相談・通報者の指名等は窓口限りにとどめるなど、相談・通報したことを理由として相談・通報者が不利益な取扱いを受けないよう万全を期しています。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国家公務員倫理審査会事務局 (<http://www.jinji.go.jp/rinri/>)



[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [納税・納税証明書手続](#) / [納付書の事前送付に関するお知らせ](#)

納付書の事前送付に関するお知らせ

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいるところ、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点を踏まえ、令和6年5月以降に送付する分から、e-Taxにより申告書を提出している法人の方などについて、納付書の事前の送付を取りやめることとしております。

納付書を使わずに納付ができ、簡単・便利なダイレクト納付などのキャッシュレス納付の手続をご用意しておりますので、是非ご利用ください。

《事前送付を行わないこととなる方》

- e-Taxにより申告書を提出されている法人の方
- e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方
- e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された個人の方
- 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人・個人の方
 - ・ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）
 - ・振替納税
 - ・インターネットバンキング等による納付
 - ・クレジットカード納付
 - ・スマホアプリ納付
 - ・コンビニ納付（QRコード）

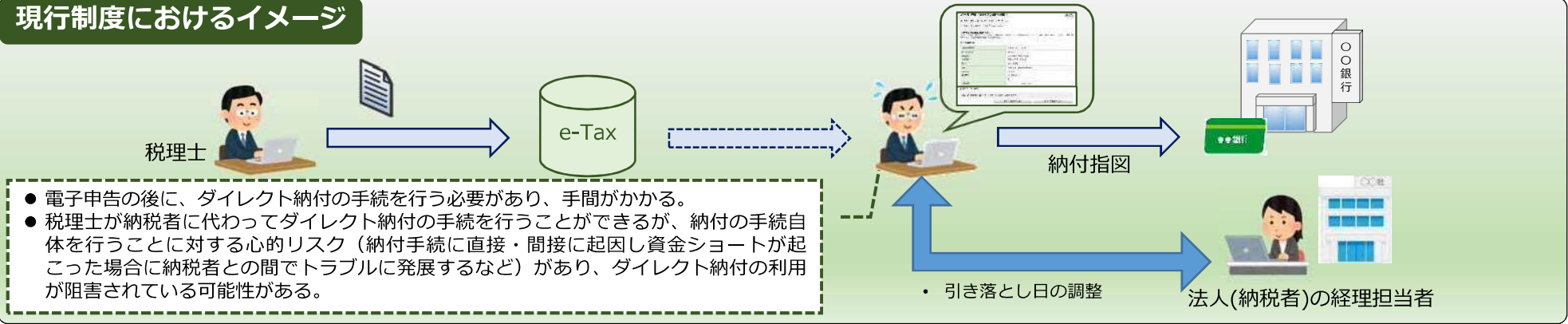
- (注) 1 現在、e-Taxを利用されず、税務署から送付された納付書で納付されている方など納付書を必要とされる方に対しては、引き続き、納付書を送付する予定としております。
- 2 源泉所得税の徴収高計算書や、消費税の中間申告書兼納付書については、引き続き送付する予定ですが、電子申告及びキャッシュレス納付を是非ご利用ください。
- 3 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ダイレクト納付の利便性向上（令和5年度税制改正）

現行制度

- ◆ **ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）**は、あらかじめ利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告等した後、簡単な操作で、**即時又は期日を指定して**預貯金口座からの口座引落しにより納付できる制度。

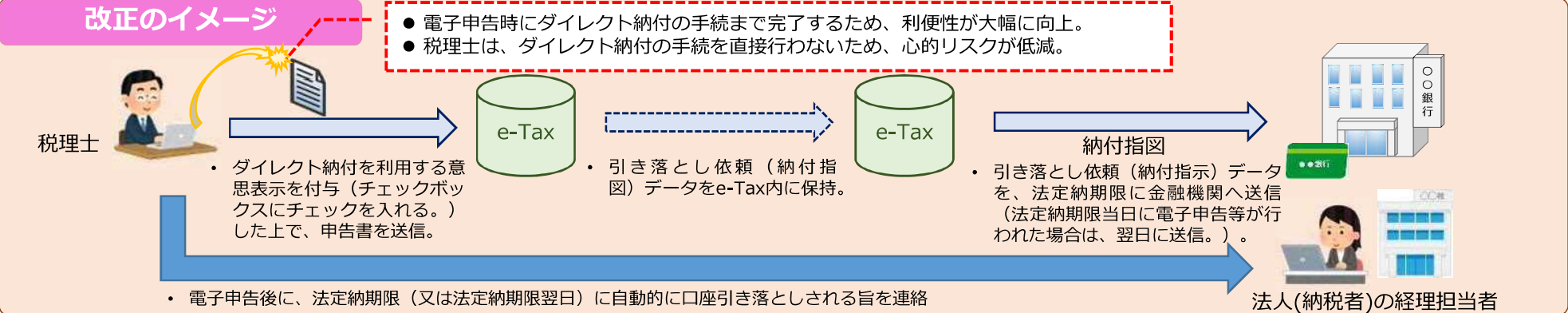
現行制度におけるイメージ



改正概要

- ◆ 電子申告（期限内申告に限る。）と併せてダイレクト納付を行う意思表示を行うこと（税額が1億円以下^注の場合に限る。）で、**各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落とし**を実施する。当該手続が法定納期限に行われた場合は、その翌日に自動的に口座引き落としを行うこととする。とともに、その納付については期限内の収納として取り扱う規定を設ける。
^注経過措置が設けられる予定。

改正のイメージ



マイナンバーカード × マイナポータルと連携

確定申告書に自動入力

ご利用のメリット！

マイナンバーカードを利用して、マイナポータル経由で、申告に必要な各種証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目へ自動入力できます（マイナポータル連携）。控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要で大変便利です♪

Before

書面の控除証明書等を・・・



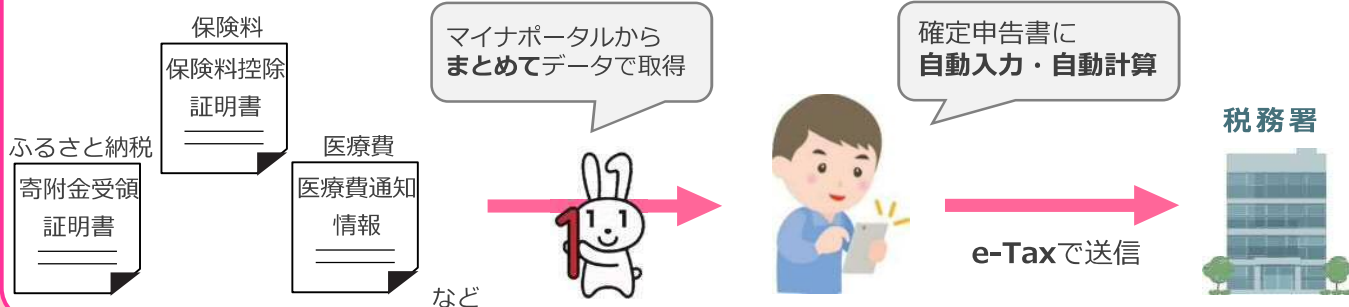
- ✓ 収集して管理・保管
- ✓ 1件ずつ確認して入力
- ✓ 書面で提出

After

全部データで完結するから・・・



- ✓ 書面の管理・保管が不要
- ✓ 申告書に自動入力
- ✓ e-Taxでデータ送信



令和6年1月以降の対象はこちら！

収入関係

NEW

給与所得の源泉徴収票※

公的年金等の源泉徴収票

株式の特定口座

控除関係

医療費・ふるさと納税

生命保険・地震保険

社会保険(国民年金保険料、国民年金基金掛金)

NEW

NEW

iDeCo・小規模企業共済掛金

住宅ローン控除関係



※「給与所得の源泉徴収票」の情報が自動入力の対象になるためには、お勤め先（給与等の支払者）が税務署にe-Taxで給与所得の源泉徴収票を提出していることが必要です（「年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの」などの提出要件があります。）。

マイナポータル連携を利用するための準備は裏面をご確認ください

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携について詳しくはこちら！

国税庁HPの「[マイナポータル連携特設ページ](#)」をご確認ください。



マイナポータル連携を利用するには？

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの**事前準備が必要**です。

事前準備の詳細は、国税庁HPの「[マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備](#)」をご確認ください。

事前準備の詳細はこちらから



！ 事前準備には、以下のものが必須です。

- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカード読取対応のスマートフォン
(又はICカードリーダー)



！ 事前準備はお早めに！

事前準備を行った後、実際に証明書等のデータを取得できるようになるまで数日を要する場合があります。確定申告前にお早めのご準備をお願いします。(マイナンバーカードの取得もお早めに！)

！ 「給与所得の源泉徴収票」情報の自動入力について

「給与所得の源泉徴収票」の情報を自動入力するためには、マイナポータル連携に係る事前準備のほか、e-Taxのマイページで情報の取得を希望する旨の登録等が必要です。

詳しくは国税庁HPの特設ページをご覧ください。

特設ページはこちらから



確定申告書の作成

事前準備が完了したら、国税庁HPの「[確定申告書等作成コーナー](#)」から、**マイナンバーカードを使ってe-Tax!** マイナポータル連携を利用して確定申告書を作成できます！

作成コーナー

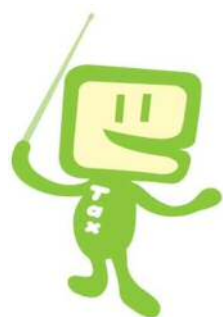


確定申告書等作成
コーナーはこちらから



税理士の皆さまへ 贈与税の申告は

是非 イータックス e-Tax で!!



贈与税の申告は、e-Taxの利用が可能です。
税理士の皆さまが、国税庁HPの「確定申告書
等作成コーナー」で贈与税の申告書を作成し、その
まま代理送信で提出できます。

また、e-Taxによる提出ができない申告書(申
告書付表を除く。)及び添付書類については、イメ
ージデータでの提出が可能となっていますので、是
非、ご利用ください。



確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点等は、同コーナーの
「よくある質問」をご確認いただくほか、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
e-コクゼイ
(TEL: 0570-01-5901) へお問合せください。

ヘルプデスクの受付時間、利用開始の手続、利用可能期間、パソコンの推奨環境
よくある質問 (Q&A) 等、e-Taxに関する最新情報は、e-Tax ホームページ
(www.e-tax.nta.go.jp) をご覧ください。



代理送信までの流れ（確定申告書等作成コーナーを利用した場合）

STEP 1 初期登録等

代理送信を行うためには、税理士の皆さんが自身の開始届出書を提出して、「税務代理によるご利用が可能となった旨の通知」を受信し、初期登録（電子証明書の登録等）を行っていただく必要があります。

STEP 2 関与先納税者の開始届出書の提出

関与先納税者の申告書をe-Taxにより代理送信するためには、関与先納税者の開始届出書を所轄税務署に提出する必要があります。

税理士の皆さんは、e-Taxソフト等を利用して関与先納税者の開始届出書を代理で提出することができますので、是非ご利用ください。

もちろん、関与先納税者がオンライン等で提出することもできます。

※ 関与先納税者が利用者識別番号を取得している場合には、関与先納税者の利用者識別番号を確認し、STEP 4に進んでください。

STEP 3 利用者識別番号と暗証番号の通知

- 1 開始届出書を代理で提出した場合は、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、税理士の皆さん及び関与先納税者双方のメッセージボックスに格納されます。
- 2 関与先納税者が開始届出書をオンラインにより提出した場合には、即日、オンラインにより利用者識別番号等が発行され、関与先納税者のメッセージボックスに格納されます。
- 3 関与先納税者が開始届出書を書面で提出した場合には、後日、郵送により利用者識別番号等が記載された通知書が送付されます（送付までに、最短で1週間程度要します。）。

STEP 4 申告書の作成

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で、贈与税の申告書を簡単かつ正確に作成することができます。

しかも、相続時精算課税などの特例を適用する場合にも、チェック形式になっているため、特例適用要件の確認が簡単です。

STEP 5 代理送信による提出

代理送信する場合には、税理士の皆さんの電子証明書を添付することで、送信が可能となります。関与先納税者の電子証明書は必要ありません。

なお、代理送信した場合、税理士の皆さん及び関与先納税者双方のメッセージボックスに受信通知が格納されますので、関与先納税者においても受信結果の確認ができます。

STEP 6 添付書類の提出

相続時精算課税や住宅取得等資金の非課税などの適用を受ける申告については、戸籍謄本等の必要書類をイメージデータ（PDF形式）で提出できます。

なお、従来どおり、添付書類を書面で提出する場合には、「令和5年分の申告書等送信票（兼送付書）」も併せて提出願います。

さあ 自宅で e-Tax!

贈与税の申告書の作成・送信は



確定申告書等作成コーナーで e-Tax が

簡単・便利です!

一度ご利用いただければ、そのメリットを実感!

確定申告書等作成コーナーを利用すると…

画面の案内に沿って金額等を入力して作成できるので、

計算誤りがなく申告可能!



作成コーナー



自宅からe-Taxのメリット

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます



戸籍の謄本などの添付書類もイメージデータ (PDF) で送信できます。



添付書類をスマホ・スキャナなどでイメージデータ化 (PDFファイル)



パソコンにイメージ
データを取り込んで送信

※ 贈与税の申告書はスマートフォンでは作成できません。

贈与税の申告について

その年の1月1日から12月31日までの1年間に個人から財産の贈与を受けた人は、その贈与を受けた財産について、次の①又は②に該当する場合には、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに贈与税の申告をしなければなりません。

- ① 「暦年課税」を適用する場合で、その財産の価額の合計額が基礎控除額 (110万円) を超えるとき
- ② 「相続時精算課税」を適用する場合

裏面もご確認ください

申告書は「確定申告書等作成コーナー」で作成・送信できます。

① 「確定申告書等作成コーナー」へパソコンでアクセス 作成コーナー

利用方法は動画でチェック



贈与税のしくみと申告手続
(暦年課税、相続時精算課税)



マイナンバーカード方式での
e-Tax送信方法

こちらからアクセス！



確定申告 動画

② 「確定申告書等作成コーナー」で金額等を入力

③ マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信

スマートフォンで読み取り



マイナポータル
アプリを起動
(注1)



「読み取り」アイコンを選択



パソコン画面の
QRコード(注2)を
スマホで読み取り



マイナンバー
カードの読み取り

(注1) 事前にスマートフォン(マイナンバーカード読み取り対応)用のアプリをインストールしておく必要があります。
(注2) QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

又は

ICカードリーダーライタで読み取り



ICカードリーダーライタでマイナンバーカードの読み取り

※1 税務署で発行された「ID・パスワード方式の届出完了通知」を利用した「ID・パスワード方式」によってもe-Taxで送信ができます(ID・パスワード方式はマイナンバーカード等が普及するまでの暫定的な対応です。)
※2 作成した申告書を、印刷して郵送等で所轄の税務署に提出することもできます。


ご不明な点がある場合

- 操作が分からない場合は確定申告書等作成コーナー内の「[ご利用ガイド](#)」をご確認ください。また、操作方法や贈与税についてお問い合わせの多い質問は「[よくある質問](#)」に掲載しています。
- 「[よくある質問](#)」でも解決しない場合は、国税庁ホームページの「[タックスアンサー](#)」をご確認ください。
- 「[タックスアンサー](#)」では、税の質問に対する一般的な回答を自分に合った状況やキーワードなどから調べることができます。



タックスアンサー





ここをクリック

↓

インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法

	インボイス制度施行前		インボイス制度施行後		備考
	令和5年1月1日～令和5年9月30日		令和5年10月1日～令和5年12月31日		
	売上税額の計算方法	仕入税額の計算方法	売上税額の計算方法	仕入税額の計算方法	
1	割戻し	割戻し	割戻し	割戻し	特になし（従前と変更なし）
2	割戻し	割戻し	割戻し	インボイス積上げ・帳簿積上げ併用	積上げ計算（仕入れ）
3	割戻し	割戻し	積上げ	インボイス積上げ・帳簿積上げ併用	積上げ計算（売上げ、仕入れ）
4	割戻し	割戻し	割戻し・積上げ併用	インボイス積上げ・帳簿積上げ併用	併用時の計算（売上げ）
5	割戻し	簡易課税	積上げ	簡易課税	積上げ計算における簡易課税の計算
6	免税事業者		割戻し	割戻し	インボイス制度開始後に課税事業者となる場合の計算
7			割戻し	簡易課税	インボイス制度開始後に課税事業者となり、簡易課税を適用する場合の計算
8			割戻し	2割特例	2割特例の計算
9①			割戻し	2割特例 (売上対価返還等過大)	2割特例の計算 (売上対価返還等過大) 【納税】
9②			割戻し	2割特例 (売上対価返還等過大)	2割特例の計算 (売上対価返還等過大) 【還付】
10			割戻し	2割特例 (旧税率適用取引あり)	2割特例の計算 (旧税率適用取引あり)

※ このほか、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き(個人事業者用)」、「消費税及び地方消費税の申告書の書き方(法人用)」、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引き(2割特例)」については[こちら](#)

※ 売上税額や仕入税額の計算方法である「割戻し計算」や「積上げ計算」、「簡易課税制度」、「2割特例」について、その概要は[こちら](#)をご参照ください。

- ・ 課税期間中の取引が、標準税率7.8%又は軽減税率6.24%が適用された取引のみの場合

[法人用 消費税及び地方消費税の申告書（一般用）の書き方（令和5年11月）（PDFファイル/7,796KB）](#)

[法人用 消費税及び地方消費税の申告書（簡易課税用）の書き方（令和5年11月）（PDFファイル/5,209KB）](#)

インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法

消費税申告書の計算・記載方法について、上記手引き等においてご案内している計算例とは異なる設例別の消費税申告書の計算・記載方法については、以下をご確認ください。

[インボイス制度に対応した設例別の消費税申告書の計算・記載方法](#)

申告書及び添付書類の様式（個人事業者用・法人用共通様式）

<一般用>

申告書添付書類名	左記書類の注意事項等
申告書第一表 【個人事業者用】 消費税及び地方消費税の申告書（PDFファイル/575KB） 【法人用】 消費税及び地方消費税の申告書（PDFファイル/626KB）	申告書第一表と併せて申告書第二表の提出が必要です。 申告書を提出される方は、該当する付表・計算表等を添付してください。 還付申告書を提出される方は、「 消費税の還付申告に関する明細書 」も併せて添付してください。 また、申告書には個人番号又は法人番号の記載が必要ですが、個人番号が記載された申告書の控えを金融機関等に提出することは、番号法上、認められていませんのでご注意ください。 ※ 番号制度に係る税務署への申請書等の提出に当たってのお願い
申告書第二表 【個人事業者用】 課税標準額等の内訳書（PDFファイル/514KB） 【法人用】 課税標準額等の内訳書（PDFファイル/550KB）	申告書第一表と併せて提出してください。
標準税率7.8%又は軽減税率6.24%が適用された取引のみの場合	
付表1-3 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（PDFファイル/159KB）	申告に係る課税期間に旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合は、付表1-1及び付表1-2を使用してください。
付表2-3 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（PDFファイル/196KB）	申告に係る課税期間に旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合は、付表2-1及び付表2-2を使用してください。
旧税率（3%、4%又は6.3%）が適用された取引がある場合	
付表1-1 税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表（経過	付表1-2を作成してから、付表1-1を作成してください。 申告に係る課税期間に標準税率7.8%又は軽減税率6.24%が適用された取引のみを行っている場合は、付表1-3を使用してください。

検索欄

本文へ English 読み上げ・文字拡大 使用方法 利用者別に調べる サイトマップ 音声読み上げツール起動

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [申告手続・用紙](#) / [申告・申請・届出等・用紙（手続の案内・様式）](#) / [確定申告等情報](#) / [消費税及び地方消費税の申告書・添付書類等](#)

消費税及び地方消費税の申告書・添付書類等



消費税及び地方消費税の確定申告の手引きや、消費税及び地方消費税の仕組み等を解説したパンフレットを掲載しています。また、消費税及び地方消費税の確定申告書や添付書類の様式、申告書の作成に便利な各種計算表の様式なども掲載しています。

(注) このページには令和5年10月1日以後終了する課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書や添付書類の様式等を掲載しています。令和5年9月30日までに終了する課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書及び添付書類の様式等については次のページをご覧ください。

- [令和5年9月30日までに終了する課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書・添付書類等](#)
- [令和4年3月31日までに終了する課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書・添付書類等](#)
- [令和2年3月31日までに終了する課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書・添付書類等](#)
- [令和元年9月30日までに終了する課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書・添付書類等](#)

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告書等の作成

[作成はこちら](#)

【2割特例用】消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（個人事業者・法人共通）

[消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（2割特例用）（PDF/5,170KB）](#)

[様式はこちら](#)

消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（個人事業者用）

[令和5年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き 個人事業者用（一般用）](#)

[令和5年分 消費税及び地方消費税の確定申告の手引き 個人事業者用（簡易課税用）](#)

消費税及び地方消費税の確定申告書の書き方（法人用）

消費税のインボイス制度に係る「2割特例」の適用に関するお知らせ
～「2割特例」適用のためには、追加の手続が必要です～

税務行政につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本お知らせは、インボイス制度を機に新たに免税事業者からインボイス発行事業者となった法人の方で、①インボイス発行事業者の登録申請書のほか、②インボイス制度開始の日（令和5年10月1日）を含む課税期間に係る「消費税課税事業者選択届出書[※]」を提出いただいております。現状、消費税のインボイス制度に係る「2割特例」について適用できない方を対象にご案内させていただいております。

※ 課税期間の初日（法人であれば、通常は事業年度開始日）から消費税の課税事業者となる場合に提出する届出書です。

令和5年度税制改正において、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方について、3年間、納付税額を売上げに係る消費税の2割とすることができる特例が設けられました。ただし、この「2割特例」は、「消費税課税事業者選択届出書」の提出により課税期間の初日（インボイス制度開始の日（令和5年10月1日）より前の日）から課税事業者となる場合は適用できません。

以下のチェック項目をご確認の上、当てはまる項目に沿って必要な手続をお願いします。

チェック項目

1 （設備投資等があり、消費税の還付申告を予定している等）課税期間の初日（法人であれば、通常は事業年度開始日）から課税事業者となる必要がある

yes ⇒既にご提出いただいている消費税課税事業者選択届出書に記載された課税期間の初日から消費税の課税事業者となり、2割特例の適用はありません。

no ⇒2へ

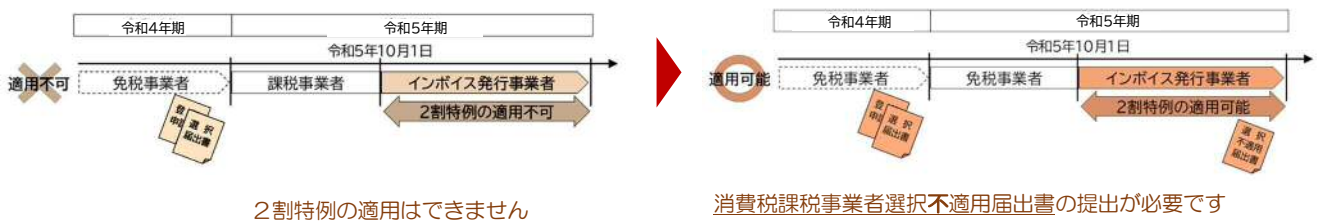
2 課税期間の初日から消費税の課税事業者となる必要はなく、2割特例の適用を受けたい

yes ⇒「消費税課税事業者選択不適用届出書」を課税事業者選択届出書に記載された課税期間の末日（課税期間の末日が土日祝日となった場合でも、提出期限は延びません。）までに最寄りの税務署に提出してください。令和5年10月1日から消費税の課税事業者となり、2割特例を適用できます。

（注）基準期間（2年前の事業年度）の課税売上高が1千万円を超えている方など、インボイス発行事業者の登録と関係なく課税事業者となる方は2割特例の適用はできませんのでご注意ください。

no ⇒特段の手続は不要です。既に消費税課税事業者選択届出書を提出頂いていることから、届出書に記載された課税期間の初日から消費税の課税事業者となり、2割特例の適用はありません。

令和4年12月に登録申請書と課税事業者選択を行った12月決算法人の例



2割特例の詳細はこちら



届出書の様式はこちら



(お問い合わせ先)

●●税務署 法人課税第●部門
Tel: ●●●● (内線●●●●)

※ この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は表記の税務署の税務署長です。

(個人事業者用お知らせ)

消費税のインボイス制度に係る「2割特例」の適用に関するお知らせ ～「2割特例」適用のためには、追加の手続が必要です～

税務行政につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

本お知らせは、インボイス制度を機に新たに免税事業者からインボイス発行事業者となった方で、①インボイス発行事業者の登録申請書のほか、②インボイス制度開始の日（令和5年10月1日）を含む課税期間に係る「消費税課税事業者選択届出書※」を提出いただいている方等、現状、消費税のインボイス制度に係る「2割特例」の適用について、確認が必要な方を対象にご案内させていただいております。

※ 課税期間の初日（個人事業者の場合、令和5年1月1日）から消費税の課税事業者となる場合に提出する届出書です。

令和5年度税制改正において、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方について、3年間、納付税額を売上げに係る消費税の2割とすることができる特例が設けられました。ただし、この「2割特例」は、「消費税課税事業者選択届出書」の提出により課税期間の初日（インボイス制度開始の日（令和5年10月1日）より前の日）から課税事業者となる場合は適用できません。

以下のチェック項目をご確認の上、当てはまる項目に沿って必要な手続をお願いします。

チェック項目

1 （設備投資等があり、消費税の還付申告を予定している等）課税期間の初日（個人事業者の場合、令和5年1月1日）から課税事業者となる必要がある

はい ⇒ 既にご提出いただいている消費税課税事業者選択届出書に記載された課税期間の初日から消費税の課税事業者となり、2割特例の適用はありません。

いいえ ⇒ 2へ

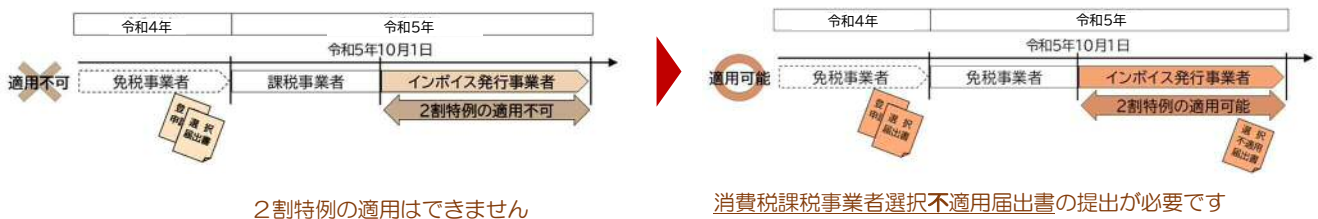
2 課税期間の初日から消費税の課税事業者となる必要はなく、2割特例の適用を受けたい

はい ⇒ 「消費税課税事業者選択不適用届出書」を課税事業者選択届出書に記載された課税期間の末日（個人事業者の場合、令和5年12月31日であり、課税期間の末日が土日祝日となった場合でも、提出期限は延びません。）までに最寄りの税務署に提出してください。令和5年10月1日から消費税の課税事業者となり、2割特例を適用できます。

（注）基準期間（2年前の事業年度）の課税売上高が1千万円を超えている方など、インボイス発行事業者の登録と関係なく課税事業者となる方は2割特例の適用はできませんのでご注意ください。

いいえ ⇒ 特段の手続は不要です。既に消費税課税事業者選択届出書を提出頂いていることから、届出書に記載された課税期間の初日から消費税の課税事業者となり、2割特例の適用はありません。

令和4年12月に登録申請と課税事業者選択を行った個人事業者の例



2割特例の詳細
はこちら



届出書の様式
はこちら



※ 本ご案内は、インボイス発行事業者の登録を受けた方で、かつ、課税事業者選択届出書をご提出いただいた方に送付しています。本ご案内到着時に、既に「課税事業者選択不適用届出書」をご提出された方や、インボイス発行事業者でなくなった方、消費税の還付を受けるために課税事業者選択届出書をご提出された方は、本ご案内への対応は不要です。